

伊丹市交通局行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準

(使用収益させる場合の判断基準)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項及び第7項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、以下の各号のいずれにも該当しないことを指し、これらに該当しない場合には当該行政財産を貸付け及び使用させ、並びに収益（以下「使用収益」という。）させることができる。

- (1) 伊丹市交通局（以下「局」という。）の事務、事業の遂行に支障の生じるおそれがあること
 - (2) 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
 - (3) 行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
 - ア 公序良俗に反し、社会通念上不適当であること
 - イ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
 - ウ 伊丹市交通局契約等からの暴力団排除に関する要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの用に供しようとしてすること
 - エ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
 - (4) その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること
- 2 使用収益に当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま使用収益させることとし、将来局の必要に応じてその使用収益を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態にしておくことを原則とする。

(使用収益とみなさない場合)

第2条 次の施設は、局の事務及び事業の遂行のため、局が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。

- (1) 局が行うべき業務を局以外の者に委託した場合等において、それらの業務を行うため必要な施設
- (2) 清掃、警備、運送等の役務を局以外の者に委託等した場合において、それらの役務の提供に必要な施設（ただし、当該役務の提供に必要な施設を委託者において提供することが慣習として一般化している場合に限る。）
- (3) その他自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める施設

(使用収益させる場合の留意事項)

第3条 建物の所有を目的として土地を使用収益させる場合、又は独立した施設若しくは分離独立させることができる施設の全部又は大部分を使用収益させる場合においては、使用収益の態様により、普通財産として処理することを適當と認める状態に至ることが予想されるので、その取扱いに当たっては、特に慎重を期することとする。

- 2 行政財産の貸付料又は使用料（以下「使用料等」という。）を無償又は減額して使用

収益させる場合においては、無償又は減額使用の根拠となる法令等の趣旨に照らして、無償又は減額使用の必要性を十分検討することとする。

3 行政財産の一部について、使用収益させる場合においては、局が使用する部分と使用収益をさせる部分の動線を分離する等、施設の性格に応じたセキュリティーにも配慮することとする。

(使用の許可と貸付けとの関係)

第4条 使用収益は原則として法第238条の4第7項による使用の許可（以下「使用許可」という。）によるものとし、法第238条の4第2項による貸付けは使用許可によることが著しく実情に即さないと管理者が認めるとき行うことができる。

(使用者の選定)

第5条 使用者の選定は、透明性、公平性を確保するとともに、資力、信用、技能等を十分調査した上で、公募になじまないと判断される場合を除き、公募によるものとする。

2 使用者を公募により選定する際は、公募公告の参加資格として、暴力団排除要綱第2条第1項第1号に規定する暴力団員、又は暴力団密接関係者に該当しないことを要件として明記するものとする。

3 公募に参加させる際は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約させ、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出させるものとする。

4 行政財産の使用許可に係る公募において、応募者より提案された使用料の額により競争を行い、又は当該使用料の額を選定の基準の一つとする方法により選定を行うことができる。

(使用許可の手続等)

第6条 使用許可を受けようとする者には、伊丹市交通局庁舎管理規程（昭和41年交管規程第2号。以下「管理規程」という。）第7条第2項に基づき、使用許可申請を行わるとともに、使用許可するに当たっては、必要な条件を付すものとする。

2 前項の申請を許可した場合、行政財産使用許可書を使用者に交付するものとする。

(使用許可期間及び使用許可の更新)

第7条 管理規程第7条第1項ただし書の許可をするに当り、使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、1年以内とすることが著しく実情に即さないと認めるときは、5年以内とすることができる。

2 前項に規定する「著しく実情に即さないと認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 電気、ガス及び水道等の公益事業

(2) 行政財産の利活用において、1年以内の使用許可では使用者の採算上の理由により事業等の実施が困難な場合

- (3) 行政活動に資するものとして、1年以内の使用許可では事業等の実施が困難な場合
- (4) その他管理者が特に認める場合

2 使用許可は必要に応じて更新することができる。この場合、管理規程第7条第2項の規定にもとづき使用者に申請させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する「公募になじまないと判断される場合」以外の使用許可については原則として更新することはできない。ただし、更新を認めないことにより局の事務、事業の円滑な遂行に著しい支障を及ぼすこととなる場合は、この限りではない。

(使用許可に係る権利の譲渡)

第8条 管理規程第7条第3項第5号の規定による権利の譲渡とは、使用者が使用許可に係る権利を第三者に移転することに加え、当該権利により第三者が使用収益する等、実質的に権利の譲渡が行われている状態を含むものとする。

(必要経費)

第9条 使用許可により、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費負担が局に生じた場合、当該実費相当の弁償金を徴収しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認める場合はこれを減額又は免除することができる。

2 実費弁償金の額が算定し難い場合、合理的な範囲で算定方法に係る別の定めをおくことができる。

(使用料)

第10条 第5条第4項に定める応募者より提案された使用料の額により競争を行う方法により使用者を選定する場合、管理規程第8条に規定する「管理者が定める」使用料の額は、応募者から提案された使用料の額の内、最も高い額とする。

2 第5条第4項に定める使用料の額を選定の基準の一つとする方法により使用者を選定する場合、管理規程第8条に規定する「管理者が定める」使用料の額は、公募に先立って予め公表した選定基準において最も高い評価を得た応募者が提案した額とする。

(災害等による使用料等の減免)

第11条 使用収益中の財産が、風水害その他使用者及び借受人（以下「使用者等」という。）の責に帰することができない事由（以下「災害等」という。）により被害を受け、財産の利用が不可能と認められる期間が生じた場合には、当該期間を使用料等の算定期間に含めないことができる。

2 被害により一部滅失又はき損した場合には、当該滅失又はき損した割合（以下「損害率」という。）に応じ、原状回復するまでの間、使用料等を減免することができる。

3 前項に定める損害率の算定に当たっては、使用者等からの事情聴取、現地調査を行う等、実情を十分斟酌することとする。

4 第1項及び第2項の措置は、原則として使用者等の申請に基づき行うものとし、第1項の不算入期間又は第2項の損害率の算定に当たっては、使用者等から被害状況が判明す

る資料等を提出させ、又は必要に応じて実地調査を行う等実情を踏まえ、慎重に処理するものとする。

(使用料の還付)

第12条 管理規程第10条に定める管理者が特別の理由があると認めたときとして、既納の使用料を還付する場合は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 前条に掲げる災害等により使用中の財産が使用不可能になった場合、一部滅失又はき損した場合
- (2) 公公用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じ、使用者が使用できなくなった場合
- (3) その他管理者が特別に認める場合

(使用許可の取消し若しくは貸付契約の解除)

第13条 使用収益期間中に当該使用収益の対象となっている財産の一部若しくは全部について、国又は地方公共団体において公用用、公用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があったときは、貸付契約の解除又は使用許可の取消しをすることができる。

2 使用許可を取り消し又は更新しないときは、使用許可を取り消し又は許可期間が満了する3月以前に相手方に通知するよう努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合には、この限りでない。

3 貸付契約を解除する場合においては、使用許可の取消しの通知に準じて取り扱うとともに、貸付契約においては、借地借家法等に基づく通知が必要となることに留意しなければならない。

(原状回復)

第14条 使用収益させる期間が満了したとき、貸付契約を解除したとき又は使用許可を取消したときは、使用者等に指定した期日までに原状回復の上、当該財産の明け渡しをさせなければならない。ただし、更新をする場合、又は貸付契約条件若しくは使用許可条件で別の定めをした場合においては、この限りでない。

(検査)

第15条 使用許可に係る行政財産について1年を超えて使用許可したときは、毎年度、総務課長は使用状況の確認を書面にて行うものとする。

(個別協議)

第16条 この基準によることが著しく不適当若しくは困難と認められる特別の事情があり、かつ、管理者が特に必要があると認める場合、別の定めをすることができる。

(細則)

第17条 この基準は総務課長が主管する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は令和5年1月27日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年1月27日において現に使用許可を行っている処分又は契約については、なお従前の効力をもつものとする。